

## 駐車場の非課税証明について

### ○証明の対象

宗教法人が専ら自己又はその包括する宗教法人の宗教の用に供する境内地及び境内建物（公益事業や収益事業で使用しているものは対象外）

### ○留意点

- ① 宗教法人規則に定める手続きを経て、不動産を取得していること
- ② 宗教活動に参加する信者のための無料の駐車場であること
- ③ 利用する信者数に対して広すぎないこと
- ④ 礼拝施設から遠すぎないこと
- ⑤ 既存の駐車場がある場合は、その広さを考慮して、新たな駐車場の必要性があること
- ⑥ 駐車区画線を引くこと  
（例：白線、ロープ等による区画整備（石灰等持続性のないものは不可））
- ⑦ 看板等により宗教法人の駐車場である旨の表記があること
- ⑧ 既に使用していること

上記の観点から、宗教活動の実態や駐車場の形態等を鑑み、証明の対象となるか総合的に判断されます。